

2022年4月28日

各位

会社名 富士通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 時田 隆仁  
(コード番号 6702 東証プライム市場)  
問合せ先 広報 IR 室長 野本 邦彦  
電話番号 03-6252-2175

## 業績連動型株式報酬制度（パフォーマンスシェア）の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業務執行取締役に対し、業績に連動して当社株式を報酬として付与する制度（パフォーマンスシェア、以下「本制度」といいます。）の改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本制度の改定は、2022年6月27日開催予定の当社第122回定時株主総会において、本制度の改定に関する議案が承認されることを条件とします。

### 記

#### 1. 本制度改定の内容およびこれを相当とする理由

##### (1) 制度の決議状況

当社は、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会における決議により、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、本制度を導入いたしました。また、本制度に係る報酬額の上限額については、2021年6月28日開催の第121回定時株主総会において、同株主総会において決議された金銭報酬の上限額とは別に、年額12億円以内（割当てする当社株式の総数は年7.5万株以内）に改定するとともに、本制度の具体的な内容を改めて決議いただきました。

##### (2) 改定の内容および理由

本制度における2022年度以降に係る業績達成水準の指標は、従来設定していた当社の連結決算における売上収益と営業利益に、EPS（一株当たり当期純利益）を加えるものとします。当該指標の変更は、利益創出や資本効率向上による持続的な企業価値向上に向けた業務執行取締役のコミットメントを高めることを目的としております。

また、当該指標の変更の対象となる報酬については、第121回定時株主総会において決議された本制度に係る報酬額の上限（年額12億円以内）の範囲内において、①当該報酬の一部を、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担相当の金銭で、②残りを当社株式の割当てのための金銭報酬債権で支給します。当該支給方法の変更は、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担を考慮して行うものです。

### (3) 相当とする理由

当社は、本日開催の取締役会において、社外取締役を中心とする報酬委員会より本制度の改定についての答申を受けており、本制度の改定は業務執行取締役の報酬と当社の中長期的な業績および株主価値をより連動させるもので、コーポレートガバナンス・コードの考えにも適うものと考えております。

## 2. 改定後の本制度の内容

### (1) 制度の概要

当社は、業務執行取締役に対して、あらかじめ職務および職責に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）および業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の当社株式を事業年度毎および業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象者毎に、①その合計株式数の一部は、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担相当分の金銭で支給し、②残りは当社株式を割当てるものとします。このとき、業務執行取締役には、上記合計株式の時価相当額を金銭報酬債権および金銭で支給し、業務執行取締役は、前者の金銭報酬債権を割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。なお、合計株式数に占める金銭で支給する部分の割合は、対象者の納税資金負担を考慮して、取締役会で定めるものとします。

対象者が取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

### (2) 本制度に係る金銭報酬債権および金銭の合計額ならびに割当株式数の上限

業務執行取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権および金銭の合計額の上限は、1. に記載のとおり、年額 12 億円以内とし、割当てる当社株式の総数は年 7.5 万株以内とします。

### (3) 業績達成水準の指標および係数

当社の連結決算における売上収益、営業利益および EPS（一株当たり当期純利益）を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

### (4) 1株当たりの払込金額

本制度における業務執行取締役に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

### (5) 金銭報酬債権および金銭の支給ならびに当社株式の割当てに関する条件

業績判定期間が終了し、業績判定期間中に業務執行取締役が継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、各業務執行取締役に対して金銭報酬債権および金銭を支給し、そのうち金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、各業務執行取締役に当社株式を割当てます。ただし、本制度の対象となる業務執行取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、業績判定期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合は、当社取締役会は、支給される金銭報酬債権および金銭の額、割当株式の数ならびに支給および割当ての時期を、必

要に応じて合理的に調整します。

(6) その他

組織再編時等における本制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割または株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、取締役会の決議をもって定めております。

以 上